



働き方改革関連法の中でも、具体的なイメージが掴みにくかった「同一労働同一賃金」について、厚生労働省からは様々な資料が公表されています。大企業で 2020 年 4 月 1 日、中小企業は 2021 年 4 月 1 日からの施行となります。大企業にとってはすでに 1 年を切っている状態ですので、しっかりと資料を確認のうえ、法改正に適合した対策の決定およびスケジュールを把握しておく必要があります。

また、大企業を対象に 2020 年 4 月から「社会保険の電子申請義務化」が決定しています。雇用保険の資格取得/喪失、社会保険の賞与支払届など、義務化される手続きは限定されていますが、今後さらに増えることは確実です。会社が年金事務所やハローワークへ提出する届出を、クラウドを利用して「オンライン・ワンストップ化」を推進していこうという動きもあり、会社が行う手続きは早めに電子申請へ移行しておくことをお勧めします。ぜひ、実績豊富な社会保険労務士法人トップアンドコアへご相談ください。

■ 「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル」

厚生労働省より「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル」が公表されました。今回の改正により、短時間労働者のみを対象としてきた均等待遇規定が、有期雇用労働者にも拡大されることとなり、法律名も「パートタイム労働法」から「パートタイム・有期雇用労働法」へ変わっています。今一度、「同一賃金・同一労働」の対象と規定されている法律を確認しておきましょう。

<不合理な待遇差が禁止される対象>

正社員（通常の労働者） VS パートタイム、有期雇用、派遣労働者



<不合理な待遇差に関わる規定がある法律>

正社員（通常の労働者）と短時間・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差について

→パートタイム・有期雇用労働法

正社員（通常の労働者）と派遣労働者との間の不合理な待遇差について→労働者派遣法

<改正法の施行日>

パートタイム・有期雇用労働法：大企業→2020 年 4 月 1 日、中小企業→2021 年 4 月 1 日

改正労働者派遣法：2020 年 4 月 1 日

※改正労働者派遣法の施行日は、派遣元・派遣先の企業の規模に関係なく一律です

2020 年 4 月以降に締結された労働者派遣契約だけでなく、**同日をまたぐ契約**についても、施行日から改正法の適用を受ける点に注意が必要です。

労働者派遣契約書の記載事項や雇入れ時・派遣時の明示事項、派遣通知、派遣元・派遣先管理台帳の記載事項にも改正があります。2020 年 4 月をまたぐ契約締結時には新しく追加された事項を記載しなければなりません。

■ 改元に伴う各種申請・納付書・帳票の記載について

2019 年 5 月から元号が「令和」に変わるため、以降、現行様式での届出は以下の通りです。

●「平成」を二重線で抹消し「令和」に改訂（訂正印不要） ※新元号の様式は 5 月末頃配布予定

■健康保険・厚生年金保険の届出の一部で、添付書類および本人署名・押印が不要に！

昨年、厚生労働省が決定した「行政手続きコスト削減のための基本計画」に基づき、会社が日本年金機構に提出する届出等において、一部の添付書類や、被保険者とその被扶養者の署名・押印を省略することができるようになりました。

●遡及した届出等における添付書類の廃止

以下の場合に、添付書類「賃金台帳の写しおよび出勤簿の写し」の提出が不要となります。

- ・資格取得年月日が、届出日から 60 日以上遡る場合
- ・資格喪失年月日が、届出日から 60 日以上遡る場合
- ・改定年月の初日が、届出日から 60 日以上遡る場合
- ・改定後の標準報酬月額が、従前の標準報酬月額から 5 等級以上引き下がる場合



●被保険者本人の署名・押印等の省略

以下の場合の被保険者本人の署名（または押印）について、次の記載をした場合に限り、省略が可能となります。

＜事業主が被保険者本人の届出の意思を確認のうえ「届出意思確認済み」と備考欄に記載＞

- ・健康保険被扶養者（異動）届・国民年金第 3 号被保険者関係届
- ・年金手帳再交付申請書
- ・厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届

ただし、添付書類等廃止に伴い、適正に届出がなされているかの確認については「重点的に調査を行うことで対応」とされているため、確実に確認作業ができるようフローを決定する必要があります。

■70 歳到達時の資格喪失手続きが変更になります（平成 31 年 4 月～）

厚生年金に加入している従業員が在職中に 70 歳に到達し、70 歳到達日以降も引き続き同一事業所で雇用される場合は、「厚生年金被保険者資格喪失届」を提出する必要がありましたが、以下の要件の両方に該当する場合に限り、届出を省略することができます。

＜要件＞

- ① 70 歳到達日の前日か以前から適用事業所に使用されており、70 歳到達日以降も引き続き同一の適用事業所に使用される被保険者
- ② 70 歳到達日時点の標準報酬月額が、70 歳到達日の前日における標準報酬月額と同額である被保険者

※日本年金機構が喪失処理を行ったうえで、「資格喪失確認通知書」「70 歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ」が事業主に送付されます

※70 歳到達により標準報酬月額が異なる場合は、これまで同様に「70 歳到達届」を提出します

社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F TEL : 03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋 7F TEL : 052-589-8753

【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル 6F TEL : 092-273-0503

E-mail : info@topandcore.or.jp <http://www.topandcore.com/>

